

注 意 事 項

1. 福祉サービスや医療などのことで相談されたいときは、いつでも近くの市役所・町村役場、福祉事務所、保健所、児童相談所などにご相談ください。
2. この手帳は、なくさないように大切に持ちください。
3. 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を（変更または転入先の市役所・町村役場へ）出してください。
4. この手帳を万一なくしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。
5. この手帳は、他人に譲ったり貸したりすることはできません。（罰金等が科せられます。）
6. 障害程度の変化などによりあらたに手帳を交付されたとき、法務で定められた障害を有しなくなったときは、（本人または関係者は）すみやかに市役所・町村役場に返還してください。

補 装 具 の 欄

交付又は修理年月日	種 類	取扱責任者氏名及び印

証明欄

証明欄

有料道路